

山口県観光キャッチフレーズ・ロゴマーク 制作業務委託に係るプロポーザル応募要領

1 目的

山口県観光キャッチフレーズ（デザイン含む）及びロゴマークの制作業務に関する委託事業者を決定するための提案の応募について必要な事項を定める。

2 業務の目的

令和5年秋からの山口県の新たな観光プロモーションについて、統一的なイメージにより県内外への効果的なPRを行い、本県の認知度やブランド力の向上を図るため、キャッチフレーズ（デザイン含む）及びロゴマークを制作する。

3 事業実施期間

契約締結日から令和5年12月20日まで

4 予算限度額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2,000千円

5 業務の内容等

別添1「業務委託仕様書」のとおり。

6 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに規定する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) この手続の開始の日から契約日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。

7 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 当該手続きの参加資格を有しないとき。
- (2) 提案書を期限までに提出しないとき。
- (3) 提案の内容が最低限の要求水準を満たしていないとき。
- (4) 提案書の重要事項が適切に記述されていないとき。

8 スケジュール

(1) 質問書の提出

この要領に関する質問の提出については、次のとおりとする。なお、質問に対する回答については、提案参加者全員に対し行うこととし、回答文書については、この要領を追加又は修正したものとして取り扱う。

ア 提出期限 令和5年4月5日（水） 正午 まで（必着）

イ 提出書類 別記様式2

ウ 提出方法 郵送又はFAX。

ただし、FAXでの送信の場合は、担当者に着信確認をすること。

エ 提出先

〒753-8501 山口市滝町 1-1

山口県観光スポーツ文化振興部観光プロモーション推進室内

一般社団法人山口県観光連盟

TEL：083-933-3170 FAX：083-933-3179

オ 回答期限・回答方法

令和5年4月7日（金）17時までにFAX又は電子メールにより回答。

(2) 参加意向確認書の提出

本要領に基づく提案の参加意向について、「提案参加意向確認書」（別記様式1）を次のとおり提出すること。

ア 提出期限 令和5年4月11日（火）正午まで（必着）

イ 提出書類 別記様式1

ウ 提出方法 郵送又はFAX。

ただし、FAXでの送信の場合は、担当者に着信確認をすること。

エ 提出先

〒753-8501山口市滝町1-1

山口県観光スポーツ文化振興部観光プロモーション推進室内

一般社団法人山口県観光連盟

TEL：083-933-3170 FAX：083-933-3179

(3) 企画提案書及び会社概要等の提出

ア 提出期限 令和5年4月21日（金）正午まで（必着）

- イ 提出方法 持参または郵送
 ※郵送の場合は、簡易書留など送信記録が確認できる方法によること
- ウ 提出書類 下記「9」のとおり
- エ 提出部数 7部（正本 1部、副本 6部）
- オ 提出先
 〒 753-8501 山口市滝町 1-1
 山口県観光スポーツ文化部観光プロモーション推進室内
 一般社団法人 山口県観光連盟

9 企画提案書の作成方法

業務の目的等に留意の上、下記の企画提案書等を作成し、提出すること。

区分	内 容	様式・版
ア 表紙	会社名、担当者名及び電話番号、メールアドレス等連絡先を明記すること	様式自由 ・ A 4 版
イ 企画提案	<p>1 総論</p> <p>(1) 企画提案趣旨</p> <p>(2) 業務実施体制</p> <p>(3) 緊急時の連絡体制</p> <p>(4) 実施スケジュール</p> <p>(5) 類似業務の実績</p> <p>2 各論①</p> <p>(1) 提案するキャッチフレーズ及びロゴマークデザインの説明（コンセプト）</p> <p>(2) キャッチフレーズ（デザイン含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャッチフレーズについては、仕様書を踏まえ、2案を作成し提案すること。 ・なお、本県及び本県関係者が無償で利用することが可能となるよう権利関係などの諸条件を整理した上で提案すること。 <p>(3) ロゴマーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャッチフレーズに連動したデザインでコンセプトが明確であるもの。 ・キャッチフレーズ毎にロゴマークの案を作成すること。 ・キャッチフレーズと合わせロゴマークの展開例も提案すること。（基本形に加え、タテ、ヨコ、カラー、モ 	様式自由 ・ A 4 版

	ノクロ等)	
	3 各論② ・各論①のキャッチフレーズとは別に、「ぜっ景・たい験・感動維新！ ～ぜっ・たい山口！～」を考慮したキャッチフレーズデザインを作成し、これと連動したロゴマークデザインを作成すること（文言を変更せず、そのままの言葉での提案でも可。この場合、キャッチフレーズの文言についての説明は不要）	
ウ 会社概要	・所在地や資本金、主な事業内容、従業員数など会社の概要が分かるもの。	様式自由 ・A4版 (パンフレット可)
エ 協力業者の概要	・本業務において、協力者がある場合は「協力業者の概要」（別記様式3）を用いて作成すること。 (協力者が会社の場合は法人名を、個人の場合は個人名を記入すること)	別添様式 3
オ 参考見積書	・当業務に係る所要経費を全て見積もること。 (消費税及び地方消費税を含む。) ・見積の根拠となった所要経費の明細を明らかにすること。	様式自由 ・A4版

10 審査の実施

山口県観光キャッチフレーズ・ロゴマーク制作業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」）において、書面により審査を行う。

11 審査項目及び 審査基準

審査項目	配点	評価ポイント
1 総論等 業務遂行にあたっての基本的事項	15	○業務遂行能力があるか ○業務実施体制を確立しているか ○県観光連盟からの指示や緊急時に的確に対応できるか ○業務実施スケジュールは適切か ○類似業務の実績はあるか
2 各論①② キャッチフレーズ（デザイン含む）の作成	50	○コンセプトが分かりやすく訴求力があるか。 ○事業趣旨を反映したものになっているか ○本県観光の魅力が直感的にイメージできるか ○簡素で広く親しまれるものであるか ○デザインが優れているか
ロゴマークの作成	25	○キャッチコピーを体現したロゴマークとなって

			いるか ○オリジナルティがあるか
3	参考見積書	10	○所要額が適切に見積もられているか
	合計	100	

1.2 留意事項

- (1) 応募に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書類等については返還しない。
- (3) 提出期限後の提案書の提出や追加、差し替え等は認めない。
- (4) 応募者が1事業者の場合でも、審査は行う。

1.3 提案者の決定通知等について

- (1) 提案書等の審査により、特定の提案者1者を決定した後、選定結果を提案者全員に対し、文書により通知する。
- (2) 提出された提案書等は特定の提案者1者を決定するための資料であり、事業実施に当たっては、契約の相手方決定後、詳細な仕様書を作成し、その仕様に基づき事業を実施する。

1.4 成果物の著作権について（重要）

事業により作成した成果等の著作権は、山口県観光連盟に帰属するものとする。

1.5 連絡先

一般社団法人山口県観光連盟

(山口県観光スポーツ文化局観光プロモーション推進室内)

〒753-8501 山口市滝町1番1号

TEL 083-933-3170

FAX 083-933-3179

E-mail a16200@pref.yamaguchi.lg.jp